



令和4年4月11日  
京都市保健福祉局  
(医療衛生企画課 Tel:075-222-4244)

## 京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンターの業務拡充について

京都市では、令和4年2月18日から、新型コロナウイルス感染症に感染した方のうち、無症状者や軽症患者の容態変化等の相談に対応し、必要な場合に的確に医療に繋ぐ「京都市新型コロナ陽性者臨時フォローアップセンター」(以下、「センター」という。)を運営しています。

この度、センターの名称を「京都市新型コロナ陽性者フォローアップセンター」に変更するとともに、4月11日からこれまで本市職員で行っていた業務の一部を、センター業務に変更しますので、お知らせいたします。

引き続き、市民の皆様におかれましては、手洗い、マスクの着用、こまめな換気、密の回避(1密にも留意)の徹底等の感染防止対策に御協力いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 新たにセンターで実施する業務内容

- (1) 就業制限・就業制限解除通知に係る受付、通知書の送付、問合せ対応
- (2) 入院医療費の公費負担に係る受付、書類審査、問合せ対応

#### 2 問合せ先

0570-000-538 (24時間, ナビダイヤル)

なお、当センターは、陽性者及びその御家族等の専用電話であるため、新型コロナウイルス感染症の診断を受けていない方や感染が心配な方等は、従来通り『きょうとコロナ医療相談センター(電話:414-5487)』で対応します。

#### <参考>これまでから実施している業務

##### 1 健康相談

- (1) 無症状・軽症患者及び患者の御家族の方からの相談
  - ① 健康観察中の症状悪化時の相談
  - ② 療養期間及び待機期間等の相談
- (2) 自ら検査を実施した医療用抗原検査キットの結果が陽性となった方の登録内容の審査事務

6歳以上49歳以下の重症化リスク等のない無症状・軽症者のうち、受診先がない方から、入力フォームにより登録していただき、発生届作成及び必要な連絡を行う。

※ 重症化リスクのある感染者については、医療機関の受診を案内するとともに、これまでどおり保健所が相談等を行ってまいります。

2 発生届受理後の陽性者への連絡

「発症日の確認」「解除日の目安」「健康観察の方法」「症状悪化時の連絡」「生活支援物資やパルスオキシメーターの配送」等の連絡

3 病院や宿泊療養施設への入院・入所に係る移送調整